

## 給付金の上限額等が変更

8月1日から、高年齢雇用継続給付金の支給限度額や育児休業給付金・介護休業給付金の「休業開始時の賃金日額」の上限が改正されました。この変更の結

果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。これを機会に、各給付金の支給額を再確認しておきましょう。

	平成25年 7月31日まで	平成25年 8月1日から
高年齢雇用継続給付の支給限度額	343,369円	341,542円
育児休業給付・介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限	14,310円	14,230円

### ①高年齢雇用継続給付の支給額

(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)

賃金の低下の割合	支給額
支給対象月の賃金が、60歳時点の賃金の月額に比べ61%未満に低下	支給対象月の賃金 × 15%
支給対象月の賃金が、60歳時点の賃金の月額に比べ61%以上75%未満に低下	支給対象月の賃金 × 15%未満の厚生労働省令で定める率

※60歳時点の賃金の月額⇒高年齢再就職給付金の場合は、「基本手当受給前の賃金の月額」を用います。

- 補足1) 算定した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給されます。
- 補足2) 算定した額が1,848円を超えないときは、その支給対象月には支給されません。

### ②育児休業給付金・介護休業給付金の支給額

原則：育児休業給付金 ⇒ 休業開始時の賃金の月額 × 50%

介護休業給付金 ⇒ 休業開始時の賃金の月額 × 40%

※休業開始時の賃金の月額…「休業開始時の賃金日額 × 支給日数〔原則30日〕」のこと。

※この「休業開始時の賃金日額」の上限が、平成25年8月1日からは14,230円に変更されました。

例外：休業中に事業主から賃金が支払われた場合

休業中に支払われた賃金の月額と、育児休業給付金・介護休業給付金の額との合計が、休業開始時の賃金の月額の80%を超えないように、育児休業給付金・介護休業給付金の額が調整されます。

これらの給付金の支給額の仕組みは複雑です。しかし、その仕組みを把握していれば、労働者の総収入（給付金の額+賃金）が減らないようにして、賃金やこれに付随する社会保険料の支出を軽減することも可能です。お気軽にご相談ください。



## 中高年社員への情報提供

### 70歳までの雇用が想定

平成25年4月より、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う措置として、高年齢者の雇用継続を促す「改正高年齢者雇用安定法」が施行されました。今回の改正では65歳までの雇用継続が想定されており、継続雇用制度を作

成するにあたっては、原則、希望者全員を再雇用する制度とする必要があります（一部例外と経過措置が設けられています）。

さらに、政府はすでに、「70歳まで働ける企業」の普及・促進も進めており、70歳までの雇用継続も視野に入っています。

### 中高年社員への取組み

中高年社員の増加を見据えて、東京都では、「中高年勤労者福祉推進員（ライフプランアドバイザー）養成講座」を開講することとされています。

この講座は、中小企業事業主や人事担当者などを対象に、社員の退職後のライフプランについての助言できる人材を養成することが目的で、「税金」「年金」「法律」「キャリア

### 情報提供は十分ですか

こうした認定までは受けなくても、自社の中高年社員に向けて、これらのライフプランについての社内研修を開いたり、退職を控えた社員に退職後の社会保険や年金等の手続きをまとめた小

冊子を配付したりするなどの対応を行う企業は、年々増えてきているようです。

これから高齢期・退職期にある社員に対する情報提供は、より重要性を増していくことでしょう。

トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めているケースも多いようです。こうした情報提供は、離職・退職時のトラブル防止にも役立ちます

ので、規程等の整備と併せてぜひ活用されることをお勧めいたします。



# 厚生年金基金、第3号被保険者の対応



第183回の通常国会において、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。「1」は厚生年金基金に入っている企業にとっては大事な改正です。「2」は企業に勤めている人には直接は関係ない話ですが、人事担当者として知っておいて損はない情報ですので、ご一読ください。

## ■厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- ① 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、厚生年金基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ③ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない厚生年金基金については、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて、解散命令を発動できるようにする。
- ④ 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

施行日…公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
※つまり、まだ具体的に、いつから施行されるかは未定です。

## ■第3号被保険者の記録不整合問題への対応（国民年金法の一部改正）

サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者（専業主婦等）が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている（つまり、年金額が多く計算されてしまっている）問題について、政府は下記のことを決めました。

最終的には、年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正する（つまり、正しい額まで、年金額を減らす）ということです。

- ① 不整合の期間を有する者の届出により、その不整合の期間を「合算対象期間」（年金額には反映されないが受給資格期間には算入される期間）として取扱うこととする規定を設け、無年金となることを防止する。
- ② 過去10年間の不整合の期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供する（平成27年4月から3年間の時限措置）

施行日…平成25年7月1日（ただし、②の規定は、平成27年3月31日までは適用されない）

※第3号被保険者の記録不整合問題については、特例追納の制度は平成27年4月から3年間の措置となっていますが、不整合の期間を合算対象期間とするための届出の制度は本年7月1日から施行されています。

## パソコン入力ミスで大損害

### 居眠りが裁判沙汰に

寝不足等が原因で仕事にウトウト…。誰しもそのような経験があると、思いがけず、海外では居眠りが原因で「会社にあわや大損害」という事態が起き、裁判沙汰にまでなってしまうそうです。ドイツの銀行で、行員

がパソコンの操作中に一瞬だけ居眠りをしてしまい、大金（日本円で約287億円）を誤って送金しうになりました。

銀行は、事態を重くみて上司である女性（48歳）を解雇処分としましたが、労働裁判所は「重大ミスではあるものの、意図的

ではなく解雇理由にはならない。譴責（けんせき）にとどめるべき」との判断を下し、女性の復職と賠償金の支払いを命じました。

### 居眠りとミスの状況

この行員は、パソコンで送金額（62.4ユーロ）を入力すべきところ、キーボードに指を置いたまま

一瞬居眠りをして、誤って「2億2222万2222ユーロ（約287億円）」と入力してしまいました。

その後、ミスが判明して修正されましたが、銀行は「上司が監督責任を果たさず、誤入力を見逃した」として解雇処分としましたが、上司の女性には「処分は不当である」と訴えていました。

### 効果的な昼寝の活用

居眠りをしてしまいうなほど眠いときに、効果的なのは「昼寝」です。昼寝研究の第一人者と言われている、カリフォルニア大学のサラ・メドニック氏は、「1時間半の昼寝は一晩分の睡眠に等しい」と主張しています。会社で1時間半もの昼寝をすることは現実的

には不可能ですが、昼休みの時間を活用して10分〜数十分程度の昼寝をするだけでも、疲労回復に効果的です。午後の業務の効率アップにつながります。最近では、昼寝用の専用部屋を用意する企業もあつて、居眠りをしてしまったら、何にもなりませんが…。

# 社会人の学び直しとは

## 雇用保険制度見直し

現在、厚生労働省では雇用保険制度の見直しをすすめています。現在挙げられている論点案は次の通りです。

- ① 個別延長給付・雇止めによる離職者の給付日数の充実
- ② 雇用保険二事業に要する費用の失業給付等の積立金からの借入れ
- ③ 労働移動・学び直しの支援措置
- ④ 基本手当の水準（給付率、給付日数）
- ⑤ 高年齢雇用継続給付

## 学び直しに注目

このうち、今、特に注目されているのが③で挙げられている学び直しです。現在、「行き過ぎた雇用維持型」から「労働移動支援型」への政策転換を図り、雇用に流動化させ、成長分野（新エネルギー開発、都市再生、農林水産業の高度化等）への転職を促進させるため、

- ⑥ 教育訓練給付
- ⑦ マルチジョブホルダーへの対応
- ⑧ 65歳以上の者への対応
- ⑨ 求職者支援制度
- ⑩ 財政運営

## 国による支援の内容

国は社会人の学び直しに力を入れようとしています。具体的な支援策として、社会人が専門知識を学び直せるように大学や専門学校との教育プログラム開発に対して助成を行う方針が示されています。

また、6月下旬に厚生労働省の職業安定分科会雇用保険部会で示された資料の中で、社会人への支援として「若年者等の学び直しに対する支援」「非正規雇用労働者等のキャリアアップのための自発的な職業訓練に

対する支援」を挙げ、企業への支援として「従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成」を挙げています。



## お仕事カレンダー

8/10

- ・一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- ・7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- ・7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ・個人事業税の納付＜第1期＞
- ・6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告
- ・9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告
- ・個人事業者の当年分消費税の中間申告
- ・個人の都道府県民税・市町村民税の納付＜第2期＞

## コンピテンシーのフォローアップ研修

日時：7月23日～8月21日

参加者：社会福祉法人 一般職員 250名

講師：上田正順・池田裕輔

社会福祉施設の職員を対象にコンピテンシーのフォローアップ研修を実施しています。

コンピテンシーとは、「高い成果を上げる人の行動特性」のことですが、この施設では、一年前に各施設の職員全員に集まって頂き、自分の職種に対してのコンピテンシーを一人一人考えて頂きました。

例えば、介護職員のコンピテンシーとしては、「利用者にもっと違う状態が見られた場合やご家族から得た情報等は、上司・職員・ケアマネに詳細に報告し、ケース記録に記載して情報の共有を図るようにしている」というように、全員で実践していけるように具体的な行動を書き出してもらいました。

そして、その中でも特に必要だと思ふコンピテンシーをいくつか選んで、行動実践手帳を作成し、普段の業務の中で常に意識して行動できるように、月に一度、実践行動ができてきているかのアンケートまで実施しています。

すると、自然にその実践行動が少しずつできるようになり、施設全体での一人一人の行動が、自分達では気づかないうちに向上しています。また、新たに入職してきた職員もこれがこの施設では当たり前の行動なのかと思い、自然にこのコンピテンシー実践行動ができるようになっていきます。

そこで今回は、その実践行動を少しレベルアップしたり、みんなが当たり前にできるようになった実践行動は手帳から外していくなど、もう一度皆さんで、自分達が普段意識して行動しているこのコンピテンシーを考えて頂きました。

このように、自分達でコンピテンシーを考えて、実践行動していくと自然と施設全体の職員一人一人の行動に変化があり、またご利用者やご家族また地域の方々からの声にも変化が現れます。この研修は、全員で考え、そして気づきがあり、全員で実践していくところに良さがあります。ぜひコンピテンシー研修をご活用ください。

(担当：池田)



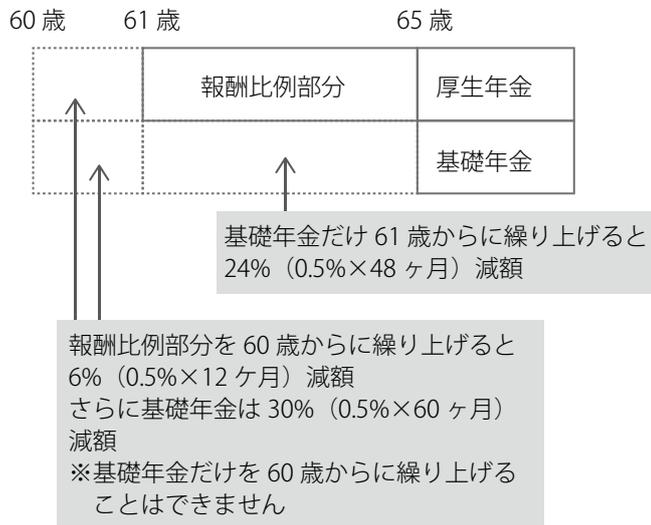
# 厚生年金の繰り上げ受給 1ヶ月につき0.5%減額

年金を早めに受け取りたい、あるいは生活に余裕があるので受取りをしばらく延ばしたい…人により考え方はさまざまです。そんな時のために繰り上げ・繰り下げ受給という制度をご紹介します。

## ■基礎年金（国民年金）

受給は原則65歳からですが、60歳以降のいつからでも可能です。ただし、1カ月早めるごとに本来の受給額から0.5%ずつ減額されます。減額された年金額は生涯続きますので、注意が必要です。

また、①その期間中に障害を負っても障害基礎年金を受給できない②寡婦年金が受け取れないなどのデメリットもあります。



## ■受給総額

本来通りに受給する場合と比べて「損得」が気になるのですが、こればかりは何とも言えません。人にはそれぞれ事情がありますし、どれだけ長生きするのかも分からないからです。

ただ、単純に受給総額だけでみると、60歳から受給した場合は76歳半ばで本来受給の場合に追い越されます。その分岐点は61歳からだと77歳半ば、64歳からだと80歳半ばです。

## ■厚生年金（報酬比例部分）

受給は原則65歳からですが、現在はその年齢に引き上げ途中です。1953年4月2日以降生まれの男性の人が受給できるのは61歳以降からになりましたので、これも60歳から繰り上げ受給が可能です。

減額率は基礎年金と同じですが、厚生年金を繰り上げると、同時に基礎年金も繰り上げなければなりません。基礎年金だけを厚生年金の受給開始年齢より繰り上げすることもできません。

女性の受給開始年齢の引き上げは男性の5年遅れですので、まだ60歳代前半に報酬比例部分に加えて定額部分も支給される人がいます。この場合の基礎年金の繰り上げ方法は2通りありますので、ご相談ください。



## 火の国まつり (2013年8月2日～3日)



おてもやん総おどり  
3日 19:00～

火の国・熊本を彩る「火の国まつり」が開催されます。メインイベントの「おてもやん総おどり」では、おてもやんのメロディとサンパのリズムで一体となった約5000人の踊り手が、市内中心部を踊り歩きます。小グループでの飛び入り参加も可能で、家族や友人と一緒に参加することもできます。城下町や街中の各所でさまざまなイベントも催される予定です。



**BrainStar**  
株式会社ブレインスター

代表取締役 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F  
TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065  
URL : <http://brainstar.jp>